

AFS東海国際交流キャンプ2026参加規程

公益財団法人AFS日本協会(以下、「AFS」といいます。)は、交換留学を通して個人レベルで国際間のより深い相互理解を図り、世界平和へと前進することを目的とする非政治的、非営利的、宗教色のない民間団体です。

AFSが主催するこの「AFS東海国際交流キャンプ2026」は、高校生を中心とするキャンプ参加者(以下、「参加生」といいます。)と世界各国より来日しているAFS留学生(以下、「留学生」といいます。)が共に同じ時間を過ごし、様々な活動やディスカッションを通じてお互いに異文化を体験することが目的です。

以下の参加規程をご理解いただいた上で参加されますようお願い致します。

1. キャンプの期間は、AFSの定める集合場所に到着した時点からAFSの定める解散場所で解散するまでの間とします。それ以外の旅行手続き及びそれに関わる一切の費用と責任は参加生と保護者にあります。
2. 参加生にはプログラム中、AFSの職員やボランティアスタッフの指示に従っていただくことになります。AFSの職員やボランティアスタッフの指示に反する参加生の行動により生じた損害についてはAFS及びそのボランティアスタッフの故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、AFSは責任を負いません。
3. AFSは、国内旅行傷害保険(参加費に含まれます。)に加入しています。これにより、プログラム参加中に参加生が受けた傷害等による損害は原則として補償されますが、参加生の故意又は重大な過失(第2項の指示に反する行動はこれにあたります。)により生じた損害は、補償されません(AFSも一切責任を負いません。)。すべて参加生と保護者の責任となります。プログラム参加中の参加生の行為により他の人に生じた損害についてなされた賠償請求は、一定の条件のもとにAFSが加入する上記保険により補償されます。
4. 参加生と保護者は、参加生に持病などがある場合は、医師と相談し、当キャンプに参加するため健康状態に支障がないことを確認した上で参加を決めます。
5. 参加生と保護者は本規程に定める条件のもとに、AFSが指定した方法で指定した期日までに参加費全額をAFSに支払います。参加費の支払い期日後、キャンプへの参加を辞退する場合、AFSはその理由を問わず、参加生と保護者が支払った参加費から、参加辞退の意思表示があった時点に応じて、下記のキャンセル料を差し引いた上、残りの金額を参加生と保護者に払い戻します。振込手数料は、辞退した参加生と保護者の負担となります。なお、AFSにご連絡の上、参加権をご友人にお譲りになることもできます。新型コロナウイルス感染症罹患によるキャンセル時の返金対応についても、同様に行います。ご了承ください。

辞退時期	キャンセル料
7月7日～7月23日	参加費の15% (3,750円)
7月24日～8月3日	参加費の30% (7,500円)
8月4日～8月6日	参加費の80% (20,000円)
当日、無断キャンセル	参加費の100% (25,000円)

6. キャンプ開始以前(集合時間前)にAFSが台風や地震等の自然災害やAFSに責任がない事由でプログラムを中止した場合、AFSは参加生に24,500円を払戻致します(振込手数料は受取人負担)。なお、キャンプ開始以降は予定が一部変更されても払い戻しは致しません。
7. 医療に関わる緊急事態が生じた場合、もし時間に余裕があれば、AFSは保護者に連絡を取り、手術やその他必要な処置の許可を要請します。ただし、保護者に連絡を取る時間的余裕がなく、その状況にもないとAFSが判断した場合、参加生と保護者は、AFSが保護者に代わって医師の勧めに従い、その監督のもとで行われる医療処置、レントゲン検査、麻酔、輸血、その他内科的または外科的診断、治療、入院に同意することを認めます。緊急医療に関わる措置に関して、AFSに対し一切責任を求めません。
8. 健康上の問題(新型コロナウイルス感染症に罹患した場合を含む)、不適応または違法行為、もしくは集団生活にそぐわない言動があるため、参加生のキャンプ参加の継続が難しいとAFSが判断した場合、参加生に早期帰宅していただくことがあります。その場合は、保護者に現地まで参加生を迎えに来ていただきます。保護者の現地出迎え費用及び参加生の早期帰宅にかかる費用は保護者の負担となります。この場合、参加費はお返し致しません。
9. AFSは、個人情報重要なものと認識し、その取り扱いについては細心の注意を払います。AFSが取得する参加生などに関する個人情報は、AFSプログラムの実施に必要な範囲内でのみ保管し、必要な場合に限り利用します。
10. 参加生及び保護者は、当キャンプ参加中、参加生に事故・怪我・発病の可能性のあることを認識し、万一そのような事態が発生した場合、応急処置などについて、その一切をAFSに委ねます。また、その際発生した身体及び精神的な傷害ならびに医療費・その他の費用について、AFSまたはそのボランティアスタッフに対し一切の責任を問いません。参加生が他人に怪我を負わせた場合、その責任は参加生自身にあり、AFSまたはそのボランティアスタッフいずれに対しても怪我等に関する費用や損害賠償等の請求を致しません。

11.当キャンプ参加中の貴重品、その他の荷物管理は参加生自身で行います。参加生及び保護者は、盗難や紛失については、自責・他責に関わらずAFSまたはそのボランティアスタッフに対し一切責任を問いません。

12.参加生と保護者は、参加生の写真、フィルム、ビデオ(以下、「肖像」といいます。)を、AFSがプログラムの推進活動の資料として時折使用することを了承します。参加生と保護者は、参加申込書及び保護者承諾書の署名をもって、AFSに対し、以下の権利、すなわちキャンプ参加中の参加生のインタビューや手紙の抜粋、肖像、音声録音、その他肖像の静止画像または活動画像一切を、合法的かつ正当な目的のために使用、出版、再生する権利及びこれに関連して参加生の氏名を使用する権利を付与します。

以上